

一般社団法人日本質量分析学会旅費規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本質量分析学会（以下「本会」という）の業務のため旅行する本会役員（役員は会長、理事・監事等、定款の定めによる。以下「役員等」という）及びそれ以外の者に対する旅費の支給については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「出張」とは、学会の用務のため役員等が一時勤務地または居所を離れて旅行し、又は役員等以外の者がその住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2)「旅行」とは、上記にかかる交通機関等を利用した移動をいい、移動の距離、宿泊の有無にかかわらず。

(出張依頼)

第3条 役員等以外の者に対する出張の依頼は、本会役員もしくはそれらの委嘱をうけたものがおこなう。

(旅費の支給)

第4条 役員等が本会の用務のために出張した場合には、当該役員等に対し旅費を支給する。

- 2 役員等以外の者が、本会の依頼に応じて本会の用務のために出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 3 出張が質量分析総合討論会の会期中、またはそれに連続した日程で討論会場もしくはその近傍で行う用務のためである場合、役員等もしくは役員等以外の者のうち本会会員であるものに対しては当該出張にかかる旅費の支給は行わない。ただし、当該質量分析総合討論会実行委員会又はそれに準ずる用務にかかる旅費は支給することができる。
- 4 出張の目的が講演である場合、原則として旅費に課税される源泉徴収税額を加算して支給する。

(国内旅費の計算)

第5条 国内旅費は、日本国内での出張に適用され、次条から第8条までに規定する交通費、日当、宿泊料のうち、該当するものを含む。

第6条 国内交通費は、航空機、鉄道、路線バス、タクシー等を利用した最も合理的な経路、料金及び方法により旅行した場合の経費に基づき、急行、特急、指定料金等を含む普通運賃等により計算する。ただし、やむを得ない事情により通常の間路又は方法によって旅行し難い場合には、実際に利用した経路及び方法に基づいて計算する。

- 2 航空運賃は、合理的な経路及び方法で実際に要した航空運賃等（原則としてエコノミークラスディスカウント運賃）の実費を上限として支給する。
- 3 役員等は、勤務地または居所から理事会等開催場所等、自らの通常の出張経路について、予め事務局に届け出ておくことができる。

第7条 日当は、1,000円とする。食事や宿泊費の支給による日当の増額、減額は行わない。

第8条 宿泊料は、出張先における用務の遂行のために宿泊を必要とする場合、原則として別表1の

金額を上限として、実際に要した宿泊費を支給する。

2 出張先において宿泊所が提供された場合、宿泊料を支払わない。

3 航空運賃等の交通費と宿泊費とがセットになった商品を利用した場合は、実際に要した費用を支給する。ただし、第6条で定められた交通費の上限と別表1で定められた宿泊費の上限の合算額を超えることはできない。

(外国旅費の計算)

第9条 外国旅費は、日本国外からの、もしくは日本国外への渡航をとまなう出張に適用され、次条から第13条までに規定する渡航費、渡航日当、滞在費、及び第6条に規定する国内交通費のうち、該当するものを含む。

第10条 渡航費は、航空券等現物として、もしくは合理的な通常の経路及び方法で渡航するために実際に要した航空運賃等（原則としてエコノミークラスディスカウント運賃）の実費を上限として支給する。

2 出張依頼者の承認のもと、渡航者本人の差額負担により本規定に定める範囲を超える航空運賃等を利用することはこれを妨げないが、その場合、渡航費は、規定に定める額を上限として支給する。

第11条 渡航日当は、渡航をとまなう一出張につき一日当を、別表2の定めにより支給する。渡航日当は、出国日および帰国日の現地における交通費（タクシー代等）、その他雑費（通信費、ロッカー代、手荷物取扱い費等）を含む。

第12条 渡航先における滞在日数（出張先入国日を含み、出国日を含まない）を上限として、別表2の定めにより滞在費（甲）を支給する。滞在費（甲）は宿泊施設等における宿泊費、軽食代、現地での交通費（タクシー代等）、その他雑費（通信費、ロッカー代、手荷物取扱い費等）を含む。滞在日数は学会の用務の達成に必要な日数とする。

2 渡航先からの出国日については、別表2の定めにより滞在費（乙）を支給する。

第13条 上記の規定にかかわらず、現地の事情等必要に応じて、出張依頼者および会計担当委員の承認のもと、宿泊費を実費精算とすることができる。宿泊費を実費精算とした場合および出張先において宿泊所が提供された場合は、当該日については滞在費（乙）を支給する。

第14条 出張依頼者の承認のもと、学会の用務の達成に必要な日数（以下、学会用務にかかる滞在日数という）を超えて渡航先に滞在することができる。延長滞在日数は、原則として学会用務にかかる滞在日数を超えないものとし、出張者の休暇、もしくは本学会の目的に反しない用務にあてることができる。

2 学会用務にかかる滞在日数を超える部分については、その間の滞在費は支給しない。

3 出張依頼者の承認なく学会用務にかかる滞在日数を超えて渡航先に滞在した場合は、当該出張にかかる外国旅費（渡航費、渡航日当を含む）の一部または全てを支給しない場合がある。

(国内及び外国旅費の支払と精算)

第15条 旅費は、原則として役員等が出張の内容について学会事務局に連絡し、学会事務局において支給額を算出する。複数のものの出張を伴う会合等については会合等の責任者が代表して事務局への連絡を行う。

- 2 事務局は、会計担当役員またはその委嘱を受けた部会等代表者等の確認を受けた上で支給額を出張者に提示、その確認を受けた上で支払うものとする。
 - 3 旅費支給額もしくは支給内容について変更、訂正の要がある場合は、出張者は速やかに事務局へ申し出る。
 - 4 旅費の支払は、原則として、非支払者個人の銀行口座への送金等によって行うものとする。必要に応じて、旅費は、現金または振込みにより事前または事後に支払うことができる。旅費の支払いは、原則として出張後1ヶ月以内に行うものとする。但し、5千円未満の旅費支払については、複数回分の旅費を一括して振込むこととし、最初の出張後6ヶ月を超えないものとする。
 - 5 事前に支払われた旅費に精算の必要が生じた場合は、これを速やかに行うものとする。
- 第16条 現金により旅費の支給を受けたものは、旅費受領証を速やかに事務局に提出する。鉄道および路線バスを利用する通常の経路または方法以外で旅行した場合、第8条3に定める方法で旅行した場合、出張者は事務局の求めに応じて航空機代、タクシー代、その他交通費及び宿泊費にかかわる領収証等を提出する。
- 2 渡航者は、旅費受領証および、航空運賃領収証等、実際に要した渡航費を確認できる書類を学会事務局に提出する。第10条2の規定により、渡航者本人の負担により規定の範囲を超える航空運賃等を利用した場合は、規定範囲内の航空運賃等の見積書と、実際に支払った航空運賃領収証等のそれぞれを提出する。

(改廃)

第17条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

本規程は、2019年12月16日より施行する。

別表1 (第8条 (宿泊料) 関係)

宿泊地	支給上限額
東京二十三区, 川崎市, 横浜市, 名古屋市, 京都市, 大阪市	13,000 円
上記以外	11,000 円

別表2 (第11条 (渡航日当), 第12条 (滞在費) 関係)

渡航日当*	10,000 円
滞在費 (甲1)	19,500 円
滞在費 (甲2)	18,000 円
滞在費 (甲3)	16,500 円
滞在費 (乙)**	5,000 円

*渡航日当は、1回の渡航に対して1日当の支給とする。

**滞在費（乙）は、滞在費（甲）より宿泊費相当額を差引いたもの。滞在費（甲）は宿泊都市に応じて甲1から甲3のうち該当するものを支給する。

甲1： シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン、

甲2：

（アジア州）

アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国

（ヨーロッパ州）

アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、アンドラ公国、ジブラルタル、スバルバル諸島・ヤンマイエン島<ノルウェー>、チャネル諸島<イギリス>、フェロー諸島<デンマーク>、マン島<イギリス>

（北アメリカ州）

アメリカ合衆国（米国）、カナダ、グアム<アメリカ>、グリーンランド<デンマーク>、サンピエール島・ミクロン島<フランス>、バミューダ諸島<イギリス>

甲3：甲1と甲2以外の国外都市